

議案第346号

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取組を求める意見書

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎える。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらしたことへの反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力をうたい、70年間、国際連合を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。特に、我が国は世界唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取組において積極的貢献を果たさなければならない。

昨年4月、核兵器の非人道性をめぐる議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。

よって、国においては、一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 核兵器保有国も参加する核兵器の不拡散に関する条約（N P T）において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催されるN P T再検討会議の議論を積極的にリードすること。
- 2 原爆投下から70年となる本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議及び長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージを世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
- 3 N P D I広島宣言を受け、主要国の首脳が被爆の実情に触れる第一歩として、日本で開催される2016年主要国首脳会議（サミット）の首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。
- 4 核兵器禁止条約を始めとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障並びに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。
- 5 日米間のあらゆる場での議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通した日米安全保障の在り方を検討し、世界に発信することにより、国際的議論を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
あて

福島県議会議長 平出孝朗